

令和5年度山梨県相談支援従事者初任者研修実施要領

・山梨県内の相談支援事業所等において、相談支援専門員として従事しようとする方を対象とした研修です。

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体 山梨県（事業委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）

3 研修対象者

- (1) 相談支援専門員としての業務に従事しようとする方で、令和6年3月31日までに、相談支援専門員となる実務経験（別紙3）を満たす方。
- (2) 市町村または県職員等であって障害者総合支援法第77条、78条における相談支援事業に従事する方（予定も含む）。

※1 「相談支援従事者初任者研修」の修了者は、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度から5年度毎の年度末日までに現任研修を修了していない場合相談支援専門員としての資格が失効となります。

2 現任研修を受講する場合は過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があることが受講要件となります。

4 開催日時と開催場所

申込状況などにより変更になる場合もありますので 詳しくは受講決定時にお知らせ致します。研修時間は概ね9時から17時の予定です。

期日	【講義】	【演習】
	7月31日（月） 8月1日（火）	8月8日（火）・8月10日（木） 9月4日（月） 10月4日（水）・10月11日（水）
会場	自宅或いは事業所で Zoom ミーティングを 使用したオンライン 研修	オンライン（Zoom）を使って圏域ごとに次の会場で受講 ・ぴゅあ総合大研修室（甲府市朝気1-2-2） ・山梨県社会福祉事業団研修室（甲府市西油川町117-1） ・峡南圏域相談支援センター（西八代郡市川三郷町岩間438） ・南都留合同庁舎大会議室A（都留市田原2-13-43）

5 研修内容（予定）

- 1日目（講義）福祉従事者の役割、基本的視点、援助技術等
- 2日目（講義）障害者総合支援法・児童福祉法、サービス提供のプロセス等
- 3日目（講義・演習）インテークとアセスメント等グループワーク
- 4日目（講義・演習）計画作成、モニタリング、会議等グループワーク
- インターバル（実習）①相談支援プロセスの実践1（インテークからアセスメント等の実施）
②地域資源に関する情報収集
- 5日目（講義・演習）グループスーパービジョン 事例の共有と相互評価1
- インターバル（実習）①相談支援プロセスの実践2
(再アセスメント、サービス等利用計画（案）の作成)
- 6日目（講義・演習）グループスーパービジョン 事例の共有と相互評価2
- 7日目（講義・演習）グループスーパービジョン 研修振り返り、ネットワーク作り

6 定員 60名

7 修了証書等

全日程の研修をすべて修了した方には修了証書を交付します。

遅刻、早退、退席等があると修了証書、受講証明書の交付はできません。また、講義・演習中における居眠りや携帯電話の使用など著しく受講態度が良くない場合、あるいは事前課題やグループワーク、実習の取り組み状況によっては、修了証書等を交付できない場合があります。

8 研修受講料 7,500円（税込）

受講決定通知時に払込取扱票等の関係書類を同封致しますので、法人または個人で振込を行ってください。ご自身の都合や検温により発熱が確認されて受講できなくなった場合、返金には応じられませんのでご了承ください。

9 受講に当たって

- (1) 演習と演習の間に実習を2回設定しています。実際にご自身が対応している事例や地域に関する課題を提出して頂きますので予めご了解下さい。また、取り組み方法等については、研修においてその都度ご説明いたします。

【実習の課題様式について】

- 4日目から5日目の実習期間において行うもの
 - ①実践例の概要 ②1次アセスメント票 ③アセスメントのストレッチ
 - ④ニーズ整理表 ⑤社会資源調査票
- 5日目から6日目の実習期間において行うもの
 - ⑥サービス等利用計画案 ⑦週間計画表 ⑧サービス等利用計画案（別紙1）
 - ⑨サービス等利用計画案（別紙2）

- (2) 1・2日目のオンライン受講における諸注意

○研修受講にはインターネット環境、パソコン、ウェブカメラとマイクが必要です。また、研修受講時はカメラをONにして頂きます。個人情報にかかわるもの等の映り込みがない場所

をお願いします。

○申込書の記入について

- ・研修へ参加するための ID、パスコードなどの案内は、メールでお送りしますのでメールアドレスをご記入下さい。(当日使用する機器で受信できるメールアドレスの方がスムーズです。)
- ・受講中のトラブル時に連絡を受けることができる電話番号をご記入下さい。

10 特別措置

研修の受講にあたり、特別な措置が必要な場合は、受講申込書(別紙1)の特記事項にその内容を記載してください。(「車イス使用」、「手話通訳必要」、「介助者同席」等)なお、希望に十分に対応しきれない場合もありますが予めご了承ください。

11 申込方法

次の提出書類を郵送先まで送付してください。

追跡可能な郵便をご利用頂くことをお勧めします。また、提出書類の内容等について確認の必要な場合がありますので余裕をもったお申込みにご協力下さい。

申込受付後、研修受講決定者には研修受講決定通知書を郵送いたします。

◇提出書類 受講申込書(別紙1)
実務経験証明書(別紙2)

◇郵送先 〒400-0005
甲府市北新1-2-12 福祉プラザ1階
山梨県障害者福祉協会 小林 行

◇申込期限 令和5年6月23日(金) 消印有効

12 その他注意事項

- (1) 受講者の氏名および事業所名(住所)は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。目的外使用は致しませんのでご理解をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況により、日程等変更になる場合がございます。また、自然災害(台風等)等による急な日程の変更は山梨県障害者福祉協会のホームページ(<http://www.sanshoukyou.net>)にその旨を掲載致しますのでご確認ください。

13 問い合わせ先

山梨県障害者福祉協会 小林

電話 055-252-0100 (8時30分~16時30分)

FAX 055-251-3344

(なお、本協会は月曜日は休館になります。)